

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その翌日が休日に当たるとき)

鳥取県訓令第一号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十三年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改

正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和四十三年五月鳥取県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第二条関係）」に改め、同表の耕地課の項中「土地改良係」を「水利防災係」に改め、同表の河港課の項を削り、同表の建築課の項の次に営繕課の項として次のように加える。

課	営繕課	営繕課の職員	のうち常時現地で業務に従事する職員
作業服(上衣)	一	二四	図一のうちの上衣のとおり
作業服(ズボン)	一	二四	図一のうちのズボンのとおり
ヤッケ	一	三六	ゴム製半長靴
安全靴	一	三六	

別表の第一更生指導所の項を削り、同表の児童相談所の項の二中「図一

◆公 告

採石業務管理者試験の実施

二級建築士試験の実施

土地収用法による土地の立入り

土地改良事業計画の決定

土地改良事業の認可(七件)

基本測量の実施

松くい虫の薬剤による防除に関する実施計画の変更

土地改良区の役員の住所の変更

解除予定の保安林(五件)

鶏等の移入の禁止の解除

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

目 次

次

◆訓 令

鳥取療育園		理療師の職務 に従事する職員 (男子)		理療師の職務 に従事する職員 (女子)	
四	児童指導員の	白衣	海水パンツ	白衣	海水パンツ
		理療用布製短靴	トレーニングパンツ	理療用布製短靴	トレーニングパンツ
二	二	一	二	一	二
六〇	二四	一	二	一	二
		六〇	二二	六〇	二四
			一一		一一
			一三		一三

四のうちの上衣」を「図一三又は図一四のうちの上衣」に、「訪問服(ズボン)」を「訪問服(スカート又はズボン)」に、「図一四のうちのズボン」を「図一三のうちのスカート又は図一四のうちのズボン」に改め、同表の喜多原学園の項の三中「布製前掛」を「エプロンドレス」に改め、同表の整肢学園の項の六中「(長袖)」を「(長袖上衣及びズボン)」に、「(半袖)」を「(半袖上衣及びズボン)」に改め、「ナース靴下」、「一二」を削り、同項の次に鳥取療育園の項として次のように加える。

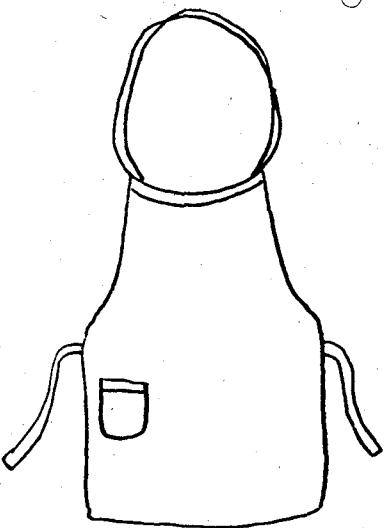
職務に従事する 職員(男子)	トレーニングパンツ	二	六〇
五 保母の職務に 従事する職員(女 子)	白衣(半袖)	二	四八
	白衣(長袖)	二	四八

別表の保健所の項の五中「環境保全係」を削り、同項の八中「水道施設」を「環境保全係の職員並びに水道施設」に改め、同表の看護学院の項中「看護學院」を「看護専門学校」に、「主任及び看護婦」を「教務部長、教務主任及び講師」に改め、同表の工業試験場の項の「中「化学科」を「酒類科及び製紙科」に改め、同表の農業試験場の項中「及び技術連絡室」を削り、同表の果樹試験場の項に野菜試験場の項として次のように加える。

野菜試験場	試験場の職員 (総務課の職 員を除く。) のうち常時現 地で業務に從 事する職員	作業服(上衣) 作業服(ズボン)	二四八 二三六	図一のうちのズボンのとおり
		白衣	二	三六
		ゴム製半長靴	一	二四
		ポン及び 雨合羽(上衣、 ズボン及び 頭巾)	一 三六	

別表の久米ヶ原土地改良事業所の項中「久米ヶ原土地改良事業所」を「中部農業開発事業所」に、「土地改良事業所」を「事業所」に改め、同表の佐治川ダム管理事務所の項を削り、同表の図の「〇」を次のように改める。

一〇



附 則

この訓令は、昭和五十三年四月二十一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百七十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十三年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
茗 荷 孝 幸 細 川 勝 紀	鳥医第二、二五七号 鳥医第三七四号	昭和五十三年四月七日

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
茗 荷 孝 幸 細 川 勝 紀	鳥医第二、二五七号 鳥医第三七四号	昭和五十三年四月七日

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
茗 荷 孝 幸 細 川 勝 紀	鳥医第二、二五七号 鳥医第三七四号	昭和五十三年四月七日

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
茗 荷 孝 幸 細 川 勝 紀	鳥医第二、二五七号 鳥医第三七四号	昭和五十三年四月七日

鳥取県告示第三百七十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百八十号

昭和五十三年三月鳥取県告示第百九十七号（鶏等の移入の禁止について）は、廃止する。

昭和五十三年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百八十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字沖ノ山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百八十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町茶屋字木呂抜二八四八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百八十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

鳥取県告示第三百八十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町茶屋字木呂抜二八四八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百八十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（

昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡国府町大字大石字高路谷八五三、字柱ヶ平八五九(以上一筆に
ついて、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役
場に備え置して縦覧に供する。)

鳥取県知事第二百八十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたのや、森林法(昭和二十六年法律
第二百四十九号)第三十条の規定による告示する。

昭和五十三年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百八十六号

松くい虫防除特別措置法(昭和五十一年法律第十八号)第四条第一項の
規定に基づき、鳥取県における松くい虫の薬剤による防除に関する実施計
画を変更したので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県における松くい虫の薬剤による防除に関する実施計画

1 趣旨

本県の松林は、民有林の林野面積226,900ヘクタールのうち、約51,000
ヘクタールを占め、海岸地帯に幅広く栽培しており、杉林に次いで多い。
このうち、海岸線の松林は、森林資源上及び環境保全上重要な役割を果
たしており、特に、鳥取砂丘を初め、砂丘地帶には約1,000ヘクタール
の海岸砂地造林が実施され、そのほとんどは飛砂防備保安林又は潮害防
備保安林に指定され、禁伐、採伐等の施業制限を受けている。

県下の農耕地面積約47,000ヘクタールのうち約5,300ヘクタールの海
岸沿いの農耕地が、これら松林に保護されて農作物の栽培が可能となっ
ている。

松くい虫が運ぶマツノザイセンチュウによる被害材積は、昭和47年度
までは、年間の被害量が50から100立方メートルで推移してきたが昭和
48年度から海岸地帯を中心に次の表に示すとおり増加し、昭和52年度は
5,850立方メートルの被害が発生し、その被害区域面積は3,931ヘクター

ルに及び、漸次、山間部へ被害が拡大する傾向にある。被害の程度は、被害地が多いが、海岸地帯の松林には被害地及び中害地が見受けられ、このままの状況で推移すれば、今後ますます増大するおそれがある。

このような被害状況にかんかみ、被害区域面積 3,931 ヘクタールのうち 538 ヘクタールについては特別防除を、120 ヘクタールについては地上散布による防除を、薬剤による防除が周囲の土地利用により不可能な地域と立木駆除により駆除が可能な 3,273 ヘクタールについては立木駆除を実施することとし、松くい虫防除特別措置法第 3 条の規定に基づき農林大臣が定めた基本方針に即して、次のとおり実施計画を定める。

松くい虫被害の推移

材積単位: m^3

区分	年度	47	48	49	50	51	52
被 害 材 積		95	520	608	1,196	2,158	5,850
被 害 区 域 に 合 ま れ る 市 町 村 の 数		8	14	17	20	25	29

2 松林群ごとの特別防除の計画的な実施に関し必要な事項

(1) 松林群の位置等

松林群番号	松林群の名称	所 在 地	松林群の面積	当該松林群に含まれる松林の所在地
		都市 町村	ha	1 林班 A から C まで、F から I までの各小班 2 林班 A から C まで、G、I の各小班

1 岩美の松	岩美	岩美	200	10 林班 I 小班
2 林班	A から J までの各小班		11 林班	A から J までの各小班
3 林班	C から F までの各小班		15 林班	A から C までの各小班
4 林班	A、B の各小班		17 林班	A から E までの各小班
5 林班	D、G、H の各小班		83 林班	C、D の各小班
6 林班	D、E の各小班		84 林班	A から C まで、E、G の各小班
7 林班	A から C までの各小班		85 林班	A から C までの各小班
8 林班	B、C の各小班		89 林班	B、C の各小班
9 林班	A から D までの各小班		90 林班	A から D までの各小班

(福部)

1 林班 A、C の各小班

2 林班 A から F までの各小班

3 林班 C、E の各小班

4 林班 A、B の各小班

5 林班 D、G、H の各小班

6 林班 39 林班 D、E の各小班

7 林班 40 林班 D、E の各小班

(鳥取)

2 林班 A から D まで、F から H までの各小班

3 林班 G から K までの各小班

208 林班 A 小班

20 林班 A から D までの各小班

21 林班 A から D まで、F から J までの各小班

(2) 松林群ごとの特別防除実施計画

合 計	—	—	538	—	—	—
30	淀江の松	西伯	淀江	121	1,455	67、1,455の75、1,455の77、1,455の83から1,455の85までの区域内に存する松林の区域
					55の58、1,455の61から1,455の65まで、1,455の67、1,455の68、1,455の70、1,455の71、1,455の75、1,455の77、1,455の83から1,455の85までの区域内に存する松林の区域	大字西原字新林1,384の2の区域内に存する松林の区域
					大字西原字鍛冶屋林1,403の1、1,403の2の区域内に存する松林の区域	大字西原字鍛冶屋林1,403の1、1,403の2の区域内に存する松林の区域

各小班

22林班 AからPまでの各小班

大字西原字大軒場1,455の4から、1,455の8まで、1,455の27、1,455の28、1,455の34、1,455の35、1,455の55、1,455の58、1,455の61から1,455の65まで、1,455の67、1,455の68、1,455の70、1,455の71、1,455の75、1,455の77、1,455の83から1,455の85までの区域内に存する松林の区域

3 松くい虫の薬剤による防除の実施に関し必要な事項

(1) 特別防除を行う松林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項並びに特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項

ア 人家、学校、観光施設等

イ 周辺は、原則として除外区域とし、当該施設に面した区域は、風

向及び風速によく注意して飛散しないようにする。

ヤ 道路等の交通機関

イ 早朝に散布して交通に支障をきたさないように努めるが、必要に

応じ関係機関の協力を得て、交通規制を行う。

ウ 子供の国の利用者の集合する場所

エ 早朝に散布して利用者に支障をきたさないように努めるが、必要に

応じ当該施設の管理者の協力を得て、入園規制を行う。

エ 水源池、浄水場等

オ 周辺は、原則として除外区域とする。

オ 魚介類の養殖場等

カ 周辺は、除外区域とする。

カ 養ほうに悪影響を及ぼすおそれのある箇所原則として、防除の影響のない区域に移動させるものとするが、

- 移動できない場合は、薬剤散布中は、みつばちが巣箱から外に出ないよう措置する。
- キ 田畠、果樹園、桑園、茶園等**
- 周辺は、原則として除外区域とし、風向及び風速によく注意して飛散しないようにする。また、収穫期に達している農作物は、散布前に収穫する。
- ク 畜舎等**
- 周辺は、原則として除外区域とし、風向及び風速によく注意して飛散しないようとする。
- ケ 車両**
- 散布区域及びその周辺にある車両は飛散のおそれのない区域に移動させる等薬剤の影響を受けないよう適切な措置を講ずる。
- コ 松林群ごとに特記すべき事項**
- 特記事項なし
- (2) 薬剤防除(特別防除を除く。)の実施に関する事項
- | 市町村 | 薬剤防除(特別防除を除く。)面積
ha | 松林の所在 |
|-----|------------------------|---------------------------------------|
| 岩美 | 5 | 11林班 K小班
83林班 E、Fの各小班
102林班 G小班 |
| 福部 | 28 | 38林班 CからDまで、Iの各小班
39林班 C、Dの各小班 |
| | | 2林班 C、Hの各小班 |

農地整理地圖帳面別十七項

土地改良法(昭和三十四年法律第二百四十五号)第十八条第十六項の規定に基いて、次のとおり土地改良区分の登記の住所に変更を生じた地の図面があつたので、同法同条第十七項の規定による地圖帳面。

昭和五十四年四月十一日

農地整理事務

科

林

農

山

鳥取	20	207林班 E、Fの各小班 208林班 A、D、Fの各小班
気高	7	18林班 C小班
泊	40	2林班 F、Gの各小班 5林班 B小班 11林班 AからEまでの各小班 13林班 A、Bの各小班
倉吉	20	4林班 C小班 5林班 B小班 16林班 B、Cの各小班 167林班 A小班

八頭中央土地改良区

理事	波多野 俊 爾	変更前	八頭郡郡家町大字西御門一一三番地一
		変更後	八頭郡郡家町大字西御門一五五番地一
理事	坂本 清 實	変更前	八頭郡船岡町大字船岡二九八番地
		変更後	八頭郡船岡町大字船岡二九八番地の一
監事	田中英治	変更前	八頭郡河原町大字三谷三六二番地
		変更後	八頭郡河原町大字三谷一五三番地一
監事	岩成市三	変更前	八頭郡河原町大字船岡四四九番地
		変更後	八頭郡船岡町大字船岡四四九番地

一 縦覧に供する書類

土地改良（由良地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業計画

書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年四月二十二日から三十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百八十九号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良（来日地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年四月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十三年二月二十八日付けで東伯郡大栄町大字妻波二七九番地の一田村淳之助ほか十五人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（由良地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月二十一日

鳥取県告示第三百九十号

米子市から申請のあつた市営土地改良（彦名地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年四月十
七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鴻

三

鳥取県告示第三百九十一号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（大谷地区農業用用排水）事業は、
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年四月十七日
認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百九十二号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（洗井地区農業用用排水）事業は、
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年四月十七日
認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百九十五号

用瀬町から申請のあつた町営土地改良（居住地区農業用用排水）事業は、
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年四月十七日
認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鴻

三

鳥取県告示第三百九十三号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（日比野地区農業用用排水）事業は、
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項

鳥取県告示第三百九十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づ
き、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があ

つたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（国土基本図作成作業）

二 作業期間

昭和五十三年四月二十五日から昭和五十四年三月二十日まで

三 作業地域

米子市、淀江町及び日吉津村

鳥取県告示第三百九十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項ただし書

の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

建設大臣

二 事業の種類

一級河川千代川改修事業及び一般国道五十三号改築事業

三 立ち入るうとする土地の区域

八頭郡河原町大字和奈見字宮ノ上、字上河原、字片瀬、字築い、字中河原、字牛ヶ籠、字口川、字中寶、字舟渡、字前河原、字梅ヶ坪、字五

反田、字上墓、字井古田、字下出及び字下岸平、大字八日市字社谷、字東田、字上河原、字墓畑、字屋敷田、字縁田及び字下屋敷田並びに大字六

日市字奥背戸、字西上町、字町頭、字油免、字河原田、字屋奈場、字代

田、字石下タ、字小藪、字西土居、字蒲河原、字高柳、字上河原、字下

番屋、字上番屋、字堰下タ、字医王及び字狼上平並びに同郡用瀬町大字

鷹狩字宮ノ元、字世間川、字中祖、字隅田下タ、字和奈見、字走り出下

タ、字下タ弁才天、字渡り上リ、字火打岩及び字浜河戸並びに大字美成

字川詰ノ下モ、字美々ホキ詰、字アヤサム、字美古免及び字宮田地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十三年四月二十四日から昭和五十四年三月三十一日まで

鳥取県告示第三百九十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三條第一項の規定

に基づき、新・雲山土地区画整理事業の終了を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九條第三項の規定により、次のとおり告示す

る。

昭和五十三年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の住所及び名称

鳥取市新三八番地

八頭郡若桜町大字屋堂羅四二四番地 伊井野 光治

鳥取市雲山八八番地 宇山 みさ子

鳥取市新三七番地 小倉 益雄

鳥取市新七二番地二

鳥取市雲山一〇六番地

鳥取市雲山一〇六番地

鳥取市雲山一〇五番地

鳥取市新三九番地

鳥取市新四一番地二

鳥取市新五〇番地二

鳥取市新四〇番地

鳥取市雲山七二番地

鳥取市雲山一〇七番地

栗	尾崎	忠	栗
栗	岡	正	岡
栗	多喜	義	多喜
栗	中島	治	中島
栗	古田	幸	古田
栗	福嶋	利	福嶋
栗	松下	泰	松下
栗	村山	登	村山
栗	寅治		寅治
栗	登		登

一 施行者の名称
米子市
二 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画公園事業 第二・二・十七号 福原公園
三 事業施行期間
昭和五十三年四月二十一日から昭和五十四年三月三十日まで

四 事業地
昭和五十三年四月二十一日から昭和五十四年三月三十日まで

五 使用の部分
米子市皆生字砂池西地内

六 収用の部分
なし

鳥取県告示第四百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次とおり告示する。

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次とおり告示する。

昭和五十三年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十三年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

平 林 鴻 三

一 施行者の名称 米子市	二 都市計画事業の種類及び名称 米子境港都市計画公園事業 第二・二・十八号 青木団地二号公園
三 事業施行期間 昭和五十三年四月二十一日から昭和五十四年三月三十日まで	四 事業地 収用の部分 鳥取市相生町四丁目地内 使用の部分 なし
四 事業地 収用の部分 米子市青木字中山、字長窪田及び字羽森地内 使用の部分 なし	三 事業施行期間 昭和五十三年四月二十一日から昭和五十四年三月三十日まで
鳥取県告示第四百一号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。	昭和五十三年四月二十一日 鳥取県知事 平 林 鴻 三
昭和五十三年四月二十一日 鳥取県知事 平 林 鴻 三	鳥取県告示第四百二号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

一 施行者の名称 鳥取市	二 都市計画事業の種類及び名称 鳥取都市計画公園事業 第二・二・三十九号 湯所公園
三 事業施行期間 昭和五十三年四月二十一日から昭和五十五年三月三十日まで	四 事業地 収用の部分 鳥取市湯所町二丁目地内 使用の部分 なし
昭和五十三年四月二十一日から昭和五十四年三月三十日まで	昭和五十三年四月二十一日 鳥取県知事 平 林 鴻 三

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、昭和53年二級建築士試験を次のとおり実施する。

昭和53年 4月21日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の要領

建築士法施行細則（昭和25年鳥取県規則第85号）第10条の規定に基づく試験を2から8までに定める要領により実施する。

2 受験資格

昭和53年7月21日現在において、次の各号の一に該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学若しくは旧専門学

校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者

(2) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者

(3) 知事が(1)又は(2)と同等以上の知識及び能力を有すると認めた者

(4) 建築に関する7年以上の実務の経験を有する者

3 受験申込受付期間等

(1) 受験申込受付期間

昭和53年5月15日（月）から昭和53年5月19日（金）まで

(2) 受験申込書の提出先

所定の受験申込書を鳥取土木出張所、倉吉土木出張所又は米子土木出張所に提出すること。

(3) 受験手数料

2,500円に相当する金額の鳥取県収入証紙を受験申込書に繋り付けること。

4 試験期日及び時間割

(1) 学科の試験

昭和53年 7月22日（土）

9時から10時30分まで 建築法規

10時50分から12時20分まで 建築構造

13時10分から14時40分まで 建築計画

15時から16時30分まで 建築施工

(2) 建築設計製図の試験

昭和53年 9月17日（日）

12時から16時30分まで

5 建築設計製図の課題

「木造2階建専用住宅」

6 試験場所

鳥取市東町二丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校

- 7 合格者の発表 消印があるものは、有効とする。)
- (1) 学科の試験の合格者に対する旨を通知する。
- (2) 最終合格者の発表は、昭和53年10月27日（金）に鳥取県公報に公告するとともに、合格者にその旨を通知する。
- 8 学科の試験と建築設計製図の試験との関係 建築設計製図の試験は、学科の試験に合格した者に限り受けができる。
- 9 その他 詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取土木出張所、倉吉土木出張所又は米子土木出張所に問い合わせること。
-
- 採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により第7回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。
- 昭和53年4月21日 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 1 試験を施行する場所及び期日
ア 場所 鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県庁第二庁舎第3会議室（8階）
イ 期日 昭和53年6月6日（火）午前10時から正午まで
 - 2 受験願書の提出期限及び提出先
ア 提出期限 昭和53年5月20日（郵送による場合は、5月20日までの

3 受験願書 イ 提出先 各土木出張所維持管理課
各土木出張所維持管理課に備付けの所定の用紙によること。

4 その他 イ 詳細については、土木部河川課又は各土木出張所維持管理課に問い合わせること。